ロ　当該取得通信情報に係る対象不正行為の実施に用いられるものと認めるに足りる状況のある指令情報

ハ　イ及びロに掲げる情報のほか、当該情報を選別の条件に用いて自動選別を行うことにより当該取得通信情報に係る対象不正行為に関係がある電気通信、電子計算機又は電磁的記録の探査が容易になると認めるに足りる状況のある情報

(3)　内閣総理大臣は、自動選別が終了したときは、直ちに、当該自動選別により得られた取得通信情報を除き、自動選別の対象となった取得通信情報の全てを消去しなければならないものとすることとした。(第二二条第三項関係)

(三)　利用及び提供の制限

(1)　内閣総理大臣は、取得通信情報の自動選別を行う場合を除き、自動選別を行う前の取得通信情報を自ら利用し、又は提供してはならないものとすることとした。(第二三条第一項関係)

(2)　内閣総理大臣は、(4)の規定による場合を除き、重要電子計算機に対する国外通信特定不正行為（対象不正行為であって当該国外通信特定不正行為に該当しないものを含む。）による被害を防止する目的（以下「特定被害防止目的」という。）以外の目的のために、自動選別により得られた取得通信情報（当該取得通信情報を複製し、又は加工して作成された情報（八に規定する提供用選別後情報となったものを除く。）を含む。以下「選別後通信情報」という。）を自ら利用してはならないものとすることとした。(第二三条第二項関係)

(3)　内閣総理大臣は、(4)の規定による場合を除き、選別後通信情報を提供してはならないものとすることとした。(第二三条第三項関係)

(4)　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、選別後通信情報を、特定被害防止目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとすることとした。(第二三条第四項関係)

イ　3の㈣の規定により取得した取得通信情報についての自動選別により得られた選別後通信情報（以下「選別後当事者通信情報」という。）を、当該当事者協定の協定当事者の同意を得て、自ら利用し又は提供する場合

ロ　特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるとき等に、行政機関又は外国の政府若しくは国際機関に対しこの法律の所定の規定により選別後通信情報を提供する場合

ハ　この法律の所定の規定の承認を求めるため等で、サイバー通信情報監理委員会に提供する場合

(四)　非識別化措置等

(1)　内閣総理大臣は、特定記述等（電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に規定する電子メールアドレスをいい、ドメイン名（電気通信事業法に規定するドメイン名をいう。）以外の部分に限る。）その他の特定の個人を識別することができることとなるおそれが大きいと認められる情報（公開されていない他の情報との照合（容易に行うことができるものに限る。）により特定の個人を識別することができることとなるおそれが大きいと認められるものを含む。）をいう。）が含まれている選別後通信情報を取り扱うときは、当該選別後通信情報について、当該特定記述等の全部又は一部を他の符号（特定記述等となるものを除く。）に変換することその他の方法によって他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするための措置（以下「非識別化措置」という。）を講じなければならないものとすることとした。(第二四条第一項関係)

(2)　内閣総理大臣は、選別後通信情報について(1)の規定により非識別化措置を講じた場合において、当該選別後通信情報と選別後通信情報以外の情報であって特定記述等を含むものとの照合による分析を行うことが特定被害防止目的の達成のために特に必要があると認めるときは、当該選別後通信情報について、その必要な限度において、当該非識別化措置を講じた特定記述等の復元その他の当該特定記述等を利用することができるようにするための措置（以下「再識別化措置」という。）を講ずることができるものとすることとした。(第二四条第二項関係)

(3)　内閣総理大臣は、(2)の規定により再識別化措置を講ずる場合を除き、特定の個人を識別するために、非識別化措置が講じられている選別後通信情報を他の情報と照合してはならないものとすることとした。(第二四条第四項関係)

(五)　選別後通信情報の保存期間等

内閣総理大臣は、選別後通信情報が記録された文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を作成し、又は取得したときは、当該選別後通信情報を得るための自動選別が終了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して二年を超えない範囲内（保存期間を延長した選別後通信情報が記録された文書を作成し、又は取得した場合においては、当該延長後の保存期間の満了の日までの期間を超えない範囲内）で、当該選別後通信情報の保存期間を設定しなければならないものとすることとした。また、内閣総理大臣は、特定被害防止目的の達成のために必要があると認める場合等は、二年を超えない範囲内において保存期間を延長することができるものとし、選別後通信情報の保存期間が満了したときは、できる限り速やかに、当該選別後通信情報を消去しなければならないものとすることとした。(第二五条関係)

(六)　安全管理措置等

(1)　内閣総理大臣は、選別後通信情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の取得通信情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める措置を講じなければならないものとすることとした。(第二六条第一項関係)

(2)　取得通信情報の取扱いに関する事務に従事する内閣府の職員（サイバー通信情報監理委員会の委員長等を除く。）又はその職にあった者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た取得通信情報に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとすることとした。(第二六条第二項関係)

(七)　外国の政府等に対する選別後通信情報の提供

内閣総理大臣は、特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により内閣総理大臣が選別後通信情報を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに対し、選別後通信情報を提供することができるものとすることとした。(第二八条関係)

(八)　提供用選別後情報の作成

内閣総理大臣は、選別後通信情報を加工して、9の㈠に規定する協議会の構成員その他の者にこれを提供したとしてもその通信の当事者の通信に係る権利利益の保護に支障を生ずるおそれがないものとして内閣府令で定める基準を満たすもの（以下「提供用選別後情報」という。）を作成することができるものとすることとした。(第二九条関係)

(九)　通信情報保有機関における選別後通信情報の取扱い

通信情報保有機関が所定の行政機関である場合において、当該通信情報保有機関の長等が特定被害防止目的の達成のために必要があると認めるとき等は、当該通信情報保有機関の長等は、所定の行政機関に対し、選別後通信情報を提供することができるものとすることとした。また、5に関する所要の規定は、通信情報保有機関の長等（1の㈡の(9)のロに該当する行政機関の長等であるものに限る。）による選別後通信情報の取扱いについて準用するものとすることとした。(第三一条関係)

6　特定外内通信目的送信措置及び特定内外通信目的送信措置

㈠　特定外内通信目的送信措置

内閣総理大臣は、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、媒介される国外関係通信に所定の要件を満たす特定の外内通信が含